平成２１年（フ）第２４８０号
札幌市北区百合が原８丁目19番24号
債務者　畠山　澄子
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２４８９号
札幌市南区川沿11条２丁目３番８号　川崎アパート
債務者　古川　　重
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８０６号
神奈川県大和市福田２丁目８番地３
債務者　渡邉　　透
1　決定年月日時　平成21年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１８０７号
神奈川県大和市福田２丁目８番地３
債務者　渡邉久美子
1　決定年月日時　平成21年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１８１９号
横浜市泉区新橋町1296番地６　市営新橋第二住宅１棟204号
債務者　モハミド　イスハックこと　イスハック　モハミド
1　決定年月日時　平成21年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１８７４号
横浜市南区日枝町３丁目86番地　グラースビ吉野町202号
債務者　富永　優子（旧姓荒井）
1　決定年月日時　平成21年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１８９６号
横浜市保土ケ谷区鎌谷町114番地　ヤシマハイツ101号
債務者　友利　高広
1　決定年月日時　平成21年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１９０１号
横浜市栄区公田町740番地24棟202号
債務者　松尾ムツ子
1　決定年月日時　平成21年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１９０５号
横浜市瀬谷区阿久和東４丁目25番地10
債務者　手塚　知美
1　決定年月日時　平成21年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１９４８号
横浜市鶴見区江ケ崎町25番４―604号
債務者　五十嵐良和
1　決定年月日時　平成21年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１９４９号
横浜市鶴見区江ケ崎町９―３、住民票上の住所横浜市鶴見区江ケ崎町25番４―604号
債務者　五十嵐ひろ子
1　決定年月日時　平成21年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１９７１号
神奈川県高座郡寒川町倉見626番地５　チェプウィ湘南202
債務者　宮澤　千佳（旧姓丸山）
1　決定年月日時　平成21年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１９７２号
横浜市南区大岡１丁目58番地16号　ポートランド大岡第３―202号
債務者　加藤　哲也
1　決定年月日時　平成21年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１０６号
栃木県足利市堀込町1567番地３
債務者　森　　尚久
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月２日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２１年（フ）第１０７号
栃木県足利市堀込町1567番地３
債務者　森　　温代
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月２日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２１年（フ）第２０４０号
横浜市鶴見区梶山２丁目９番９号　メゾン梶山103
債務者　遠藤由貴子
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部